

東日本大震災義援金のお取扱期間の延長について

東日本大震災により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今般、日本赤十字社が「東日本大震災義援金」の受付を延長したことに併せまして、当金庫におきましても「東日本大震災義援金」のお取扱期間を下記のとおり延長いたします。

皆さまのご協力を、宜しく願いいたします。

記

1. お取扱期間

平成24年3月31日（土）迄

※但し、窓口での受付は平成24年3月30日（金）迄とさせていただきます。

2. お取扱店舗

当金庫すべての営業部店でお取り扱いしております。

□仙台市内（23店舗）

- ・本店営業部
- ・中央支店
- ・連坊小路支店
- ・長町支店
- ・宮町支店
- ・北仙台支店
- ・八幡町支店
- ・原町支店
- ・西多賀営業部
- ・卸町支店
- ・南光台支店
- ・六郷支店
- ・高砂支店
- ・中田支店
- ・宮城町支店
- ・泉中山支店
- ・七郷支店
- ・黒松駅前支店
- ・泉中央支店
- ・住吉台支店
- ・西中田支店
- ・岩切支店
- ・福田町支店

□塩竈市内（4店舗）

- ・塩竈営業部
- ・玉川支店
- ・北支店
- ・栄町支店

□多賀城市内、大崎市内、七ヶ浜町内（3店舗）

- ・多賀城支店
- ・古川支店
- ・七ヶ浜支店

3. 義援金の送付先

当金庫の営業部店でお受けした義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に届けられます。

4. お手続き方法

営業部店の窓口で『義援金の振込み』とお申し付け下さい。

職員が専用の「義援金振込用紙」をお渡しし、記入方法をご説明いたします。

5. お振込み手数料

義援金お振込みの際の手数料は無料です。

※所得税、住民税、法人税の「寄附金控除」のお手続きには、日本赤十字社が発行する領収書が必要となります。ご希望の方は振込手続きの際にお申し付けください。

尚、日本赤十字社が発行する領収書は、後日、直接日本赤十字社から郵送されます。

以上

